

日本学生支援機構奨学金継続手続きについて(大学院生用)

日本学生支援機構奨学金を貸与している方は、継続手続きが必要です。インターネット(スカラネット・パーソナル)に入力・送信し、継続の有無を届け出てください(奨学金辞退予定の方、来年度休学予定の方も手続きが必要です)。

1. 入力方法・入力期間

スカラネット・パーソナル <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

に入力し、奨学金継続の有無を届け出てください。

入力期間:2022年12月15日(木)~2023年1月15日(日) 厳守

入力可能時間:8:00~25:00 *2022年12月29日~2023年1月3日は入力できません。

注意事項

現在奨学金を貸与中の人は、奨学金継続を希望する・しないにかかわらず、期間内に必ず入力・送信をしてください。期間内に入力・送信がない場合には、奨学生の資格を失い罰則的な「廃止」扱いとなり、2023年4月以降に返還手続きをしていただきます。

2. スカネット・パーソナルについて

継続手続きにはスカラネット・パーソナルへの登録が必要です。登録していない方は新規登録を行ってください。

3. 入力・送信の注意点

「日本学生支援機構奨学金継続手続きについて(大学院生用)」(本書)をよく読み、必ず「JASSO「貸与奨学金継続願」準備用紙(大学院用)」に、記入例を参考に下書きしてから入力してください。一度送信してしまうと修正・取消できません。

(1)「奨学金振込みの継続の確認」

「奨学金の継続を希望しません」を選択すると2023年3月をもって奨学金辞退となり、その後の貸与は一切ありません。

※2023年4月から休学予定の場合は「奨学金の継続を希望します」を選択し、大学院への休学願提出とともに、各キャンパス担当にて奨学金休止手続きをしてください。休学中は奨学金貸与が休止されますが、復帰後に手続きをとることにより奨学金の貸与が復活します。

(2)「返還の義務の自覚の確認」

「自覚していない」を選択・送信すると、2023年3月をもって奨学金は罰則的な廃止となり、その後の貸与は一切ありません。「自覚していない」を一度送信してしまうとその場で手続き終了となり、一切修正できません。

(3)「経済状況」

あなたの「収入合計」-「支出合計」(差額)が**45万円未満**になっているよう確認をしてください。収入が支出より45万円以上多い場合には貸与額の減額が可能とみなされ、必要最小限の貸与額に変更するよう指導されることになります。減額を希望しない場合は収支差額が45万円未満になるように入力してください。

(4)「学生生活の状況・学修の状況」

詳細を入力してください。「特になし」や、短すぎるもの(100文字未満)などの入力は不可です。

4. 継続が許可された場合の次年度の振込開始日: 2023年4月21日(金)

継続許可の通知等はありませんので、各自、記帳などにより入金を確認してください。

5. 貸与額通知の確認

スカラネット・パーソナルにて各自で貸与額を確認するとともに、人的保証の方は連帯保証人・保証人にも確認してもらってください。

6. 問い合わせ先:

市ヶ谷:学生センター厚生課(外濠校舎1階)

TEL:03-3264-9486

多摩:学生センター多摩学生生活課(EGG DOME2階)

TEL:042-783-2151

小金井:学生センター小金井学生生活課(管理棟2階)

TEL:042-387-6042

以上